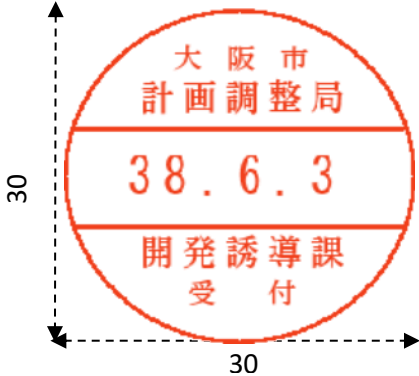
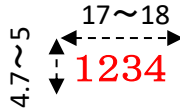
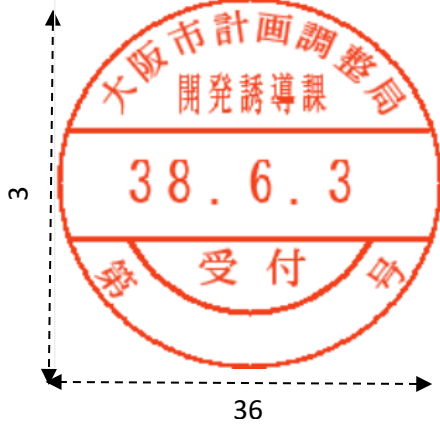


仕様書

①案件名称	ダンボール外 7 点買入
②品名	ダンボール外 7 点
③規格及び数量	すべて新品を納品すること(詳細は「購入品目明細」のとおり)
④納入期限	令和8年9月30日(水)
⑤納入場所	大阪市北区中之島1-3-20 本庁舎7階 大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課
⑥特記事項	・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。 ※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること ただし、車高が 2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、その内容を熟知の上応札するものとする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・「大阪市グリーン調達方針」 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) の特定調達品目に該当する品目については、同方針別表の【判断の基準】を満たす製品を納品することとし、【配慮事項】について十分配慮すること。
⑦事業担当	大阪市北区中之島1-3-20 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発誘導課 電話:06-6208-7897 担当:井上、齋藤

購入品目明細(ダンボール外7点買入)

項番	品名	規格	グリーン調達方針の 特定調達品目	数量	単位
1	ダンボール	【サイズ】宅配80サイズ以上	—	20	箱
2	背幅伸縮式ファイル	【表紙材質】紙またはPP加工された紙 【サイズ】A4版 【穴数】2穴 【収容数】1000枚以上 【他】背幅伸縮式、タテ型	○	80	冊
3	卓上鉛筆削り	【駆動方式】電動 【電源方式】AC電源(電池不要) 【付属品】ACアダプター方式の場合はACアダプター	—	1	台
4	瞬間冷却パック	【冷却性能】叩く又は握ることで急速冷却し、室温25℃の環境下で約20分以上冷却効果が持続すること 【本体サイズ】100×160×17mm以上かつ重さ150g以下 【使用期限】納品時点で2年以上の使用期限が残っていること	—	20	個
5	ボックスファイル	【外形寸法】縦260×横315～317×背幅100～102mm 【対応用紙】A4が横向きに収納できること 【材質】紙 【他】フタなし	○	130	箱
6	回転印A	【印面サイズ】直径30mm 【印面内容】別紙「印仕様」のとおり。 中段は和暦の日付回転印であること。 【フォント】明朝体	○	2	個
7	回転印B	【印面サイズ】縦4.7～5×横17～18mm 【印面内容】数字4桁の回転印(別紙「印仕様」参照) 【フォント】明朝体	○	2	個
8	回転印C	【印面サイズ】直径36mm 【印面内容】別紙「印仕様」のとおり。 中段は和暦の日付回転印であること。 【フォント】明朝体	○	2	個

項番	品名	印仕様（単位mm）	
6	回転印A		【印面サイズ】直径30mm 【印面内容】左図のとおり。 中段は和暦の日付回転印であること。 【フォント】明朝体
7	回転印B		【印面サイズ】縦4.7～5mm × 横17～18mm 【印面内容】数字4桁の回転印 【フォント】明朝体
8	回転印C		【印面サイズ】直径36mm 【印面内容】左図のとおり。 中段は和暦の日付回転印であること。 【フォント】明朝体

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振興部総務担当（連絡先：06-6208-7811）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：契約先事業者）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。